明治大学研究活用知財本部規程

2003年11月4日制定 2003年度規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、明治大学研究・知財戦略機構規程第10条の規定に基づき、明治大学研究活用知財本部(以下「本部」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

- 第2条 本部は、明治大学(以下「本大学」という。)の知的財産の創出、取得、評価、管理、保護及び活用により、産業界、国・地方公共団体及び地域住民などの社会の幅広い要請に積極的に応え、その連携を促進し、本大学における研究・教育の発展と社会貢献に寄与することを目的とする。(事業)
- 第3条 本部は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。
 - (1) 知的財産に関する戦略の策定及び研究支援の企画
 - (2) 知的財産の創出,評価及び活用の方針決定
 - (3) 知的財産権の管理及び保護
 - (4) 産官学連携による共同研究及び受託研究に関する推進・支援
 - (5) 学外機関等からの寄付の受入れに関する施策の推進
 - (6) 知的財産に関する情報の収集及び提供
 - (7) 知的財産創出に関する教職員等の相談及び啓発活動
 - (8) ベンチャー企業の育成・支援
 - (9) 知的財産にかかわるリスク管理
 - (10) 知的財産業務に携わる人材の育成
 - (11) その他本部の目的達成に必要な業務 (本部長)
- 第4条 本部に、本部長を置く。
- 2 本部長は、本部の業務を総括し、本部を代表する。
- 3 本部長は、専任教員の中から、学長の推薦により、理事会において任命 する。
- 4 本部長の任期は、2年とする。ただし、補欠の本部長の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 5 本部長は、再任されることができる。

(副本部長)

- 第5条 本部に、副本部長3名を置く。
- 2 副本部長は、本部長の職務を補佐し、本部長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位により、その職務を代行する。
- 3 副本部長は、次の者をもって充てる。
 - (1) 地域産学連携研究センター長
 - (2) 専任教員のうちから学長が推薦する者2名
- 4 前項第2号の副本部長は、理事会において任命する。
- 5 第3項第2号の副本部長のうち1名は、第9条に規定する知的資産センターの長となり、他の1名は、第10条に規定する研究成果活用促進センターの長となる。
- 6 副本部長の任期は、2年とする。ただし、補欠の副本部長の任期は、前 任者の残任期間とする。
- 7 副本部長は、再任されることができる。(本部員)
- 第6条 本部に、本部員若干名を置く。
- 2 本部員は、専任教員の中から、本部長の推薦により、学長が任命する。 この場合において、本部員には、各学部の専任教員各1名を含めるものと する。
- 3 本部員の任期は、2年とする。ただし、補欠の本部員の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 4 本部員は、再任されることができる。

(知的財産マネージャー等)

第7条 本部長の下に、知的財産マネージャー及び必要に応じて知的財産に関する専門能力を有する者若干名を置くことができる。

(本部会議)

- 第8条 本部の運営に関して、次に掲げる事項を審議するため、本部に本部 会議を置く。
 - (1) 第3条に掲げる事業及び当該事業計画に関する事項
 - (2) 学長及び本部長からの諮問に関する事項
- 2 本部会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 本部長 1名

(2) 副本部長 3名

- (3) 本部員
- (4) 大学院の授業科目を担当する専任教員の中から学長が指名する者

- (5) 専門職大学院所属の専任教員の中から学長が指名する者 1名
- (6) 学長が指名する研究企画推進副本部長

1名

(7) 教学企画部長及び研究推進部長

2名

(8) その他学長が指名する教職員

若干名

- 3 委員の任期は、職務上委員になる者を除き、2年とする。ただし、補欠 の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 本部長は、会議の議長となり、会務を総理する。
- 6 本部会議は、本部長が招集する。
- 7 本部会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 8 本部会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。
- 9 本部会議は、必要に応じて、知的財産マネージャー等委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(知的資産センター)

- 第9条 本部に、知的資産センターを置く。
- 2 知的資産センターは、本部が定めた方針に基づき、知的財産の創出、取得、管理及び活用並びに学外諸機関と連携した研究事業を実務的に推進する。
- 3 知的資産センターの運営等については、別に定める。 (研究成果活用促進センター)
- 第10条 本部に、研究成果活用促進センターを置く。
- 2 研究成果活用促進センターは、本大学の教職員等による研究成果等を活用するための支援を行うとともに、研究成果活用促進センター施設の管理・運営を行う。
- 3 研究成果活用促進センターの運営等については、別に定める。 (専門部会)
- 第11条 本部長は、必要に応じて、本部長の下に専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、本部長から指示された業務を遂行する。
- 3 専門部会は、本部長が指名する部会員をもって組織する。
- 4 専門部会に、部会長1名を置く。
- 5 部会長は、本部長が指名する。

(事業報告)

第12条 本部長は、当該年度における事業の経過及び翌年度における事業 計画案について、本部会議の議を経て、研究・知財戦略機構会議において 報告しなければならない。

(事務)

第13条 本部に関する事務は、研究推進部が行う。

(規程の改廃)

第14条 この規程を改廃するときは、本部会議の議を経なければならない。 **附 則**(2003年度規程第13号)

この規程は、2003年(平成15年)11月5日から施行する。

(通達第1237号)

附 則(2006年度規程第22号)

(施行期日)

- 1 この規程は, 2007年(平成19年)4月1日から施行する。 (規程の廃止)
- 2 明治大学社会連携促進知財本部運営委員会規程(2003年度規程第14号)は、廃止する。

(通達第1513号)(注 根拠規定の設定,本部長の任命方法及び運営委員の構成の変更, 副本部長の設置,知的資産センター及びインキュベーションセンターの運営等にかかわる 委任規定の設定等に伴う改正)

附 則(2007年度規程第44号)

この規程は、2007年(平成19年)11月22日から施行する。

(通達第1614号)(注 事務機構改革の実施による事務管理職名及び事務部署名の変更 に伴う改正)

附 則(2008年度規程第50号)

この規程は、2009年(平成21年)4月1日から施行する。

(通達第1778号)(注 運営委員会の廃止及び本部会議の設置並びに本部員等の委員構成等の変更に伴う改正)

附 則(2009年度規程第7号)

この規程は、2009年(平成21年)6月10日から施行し、改正後の 規定は、同年4月22日から適用する。

(通達第1807号)(注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)

附 則 (2010年度規程第28号)

この規程は、2011年(平成23年)4月1日から施行する。

(通達第1952号)(注 インキュベーションセンターの改編による研究成果活用促進セ

ンターへの名称変更等に伴う改正)

附 則(2011年度規程第3号)

この規程は、2011年(平成23年)5月26日から施行する。

(通達第2015号)(注 社会連携促進知財本部の名称変更に伴う改正)

附 則 (2013年度規程第9号)

この規程は、2014年(平成26年)4月1日から施行する。

(通達第2205号)(注 副本部長の人数等及び本部会議に係る構成員等の変更に伴う改正)

附 則(2014年度規程第29号)

この規程は、2015年(平成27年)4月1日から施行する。

(通達第2313号)(注 明治大学研究・知財戦略機構規程の改正に伴う改正)

附 則 (2017年度規程第36号)

この規程は、2018年(平成30年)4月1日から施行する。

(通達第2538号)(注 法科大学院法務研究科を専門職大学院に位置付けることに伴う 改正)